

令和8年度氷見市子育て家庭支援給付金のご案内

氷見市では、食費等の物価高の長期化の影響を受けている子育て家庭を支援するため、0歳から高校3年生相当までの児童を養育している世帯を対象に、給付金を支給します。

■はじめに・・・申請は必要ですか？

氷見市から児童手当等を受給していない方（児童手当を受給している方が氷見市外にいる児童や、公務員の方等）のうち、令和7年度物価高対応子育て応援手当を氷見市外の市区町村で受給した方は、申請が必要です。

※氷見市から児童手当を受け取っている方や、令和7年度物価高対応子育て応援手当を支給された方は、原則申請不要です。

(1) 対象児童について

市内に住所を有する18歳以下の児童が対象になります。

- ①平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれ、令和8年4月1日時点において、氷見市に住所がある児童
- ②令和8年4月1日から令和8年12月31日までに生まれ、出生時に氷見市に住所がある児童
- ③平成20年4月2日から令和8年12月31日までに生まれ、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに転入した児童

(2) 支給対象者について

上記に記載のある児童を養育する父母等（父母が養育していない場合は、実際に養育する人）で、令和8年4月1日時点で本市に住所を有する方に支給されます。

（※ただし、対象児童が（1）②の場合は出生時点、③の場合は転入時点）

(3) 給付額

児童1人につき、1万円を支給します。

(4) 給付時期

対象の方には、6月下旬以降、順次支給を開始します。

申請が必要な方については、申請した月の翌月末頃となります。

(5) 支給方法

- ①令和8年4月1日時点で、氷見市にて児童手当や物価高対応子育て応援手当等の給付金等の口座を把握している世帯（申請不要）
- ②上記以外の方（申請が必要） ※申請期限：令和8年12月28日
（ただし、11月、12月に出生及び転入の対象児童は令和9年1月29日）

児童手当の受給者となっている公務員の方のうち、令和7年度物価高対応子育て応援手当を氷見市外で申請した方等は、今回の申請書に記載された口座に振り込みます。
受付後、決定通知書にて振込日をお知らせします。